

■人生100年時代、家庭経営にもイノベーションを！



(国分寺・自宅：平成29年12月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年、2017年のビジネス書で最も注目された本の1つとして、リンダ グラットン著「LIFE SHIFT—100年時代の人生戦略」があります。2007年に生まれた日本人の半数が107歳まで生きるという衝撃のデータが紹介されています。昨年9月15日時点の100歳を超える日本人は約6.8万人で、2050年には約53.2万人に上ると推計されています。政府も昨年9月に、人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインを検討するため、「人生100年時代構想会議」をスタートさせました。これまでの「教育・仕事・老後」という3つのステージの単線的な人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになるというものです。また、長い人生を自分と家族の生活を経済的に支えるために、共働き世帯が増えるなど、働き方と夫

婦関係の在り方、そして、家庭内における生活様式も大きく変わろうとしています。さらに、少し視野を広げて見ると、私たちは、どんな社会で生きて行かなければならないのでしょうか？ そのヒントが「Society 5.0」です。「Society 5.0」は、IoTやビッグデータ、人工知能(AI)、ロボット、シェアリングエコノミーなどのイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れ、さまざまな社会課題を解決する新しい社会と説明しています。

私たちの家庭経営(家計管理、家事(育児・介護を含む)など)においても、人生という長い期間でさまざまな問題に直面します。今までは、夫婦、家族などの狭い範囲で解決してこれた問題も、より複雑化していたり、お金や時間の制約で、解決が困難になっています。家庭経営の家計管理分野においては、Web家計簿やロボアドバイザーなどのIT、AI技術の活用、そして、家事分野では、ロボット(自動化家電)やアウトソーシングの活用、また、勤務先1社からの給料ではなく、世帯全体で多様な収入源を確保するなど、これまでの家庭経営の在り方を見直し、イノベーションを起こさなければなりません。私たちLFCは、お客様と共に人生を歩むパートナーとして、お客様の「人生戦略」の立案のお手伝いをし、その実現をサポートさせていただきます。

本年も、どうぞよろしく願い申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー

平野 泰嗣 平野 直子

■万が一、働けなくなる確率は？

最近、テレビCMを見ていると、万が一働けなくなった場合に備える「就業不能保険」に関する宣伝をよく見かけるようになりました。従来は、万が一と言えば、「死亡」を思い浮かべたのですが、確かに、命に別状はなかったものの、後遺症で、今まで通り働けなくなってしまうことも、十分考えられます。

年代別の死亡率は、簡易生命表で比較的容易に調べることができますが、就業不能状態になる確率はどのなのだろうと、調べてみました。「公的年金の平成26年度財政検証」(厚労省)の基礎データを元に死亡率、障害発生率を表にしました。就業不能状態と障害状態は、必ずしも一致しませんが、公式

なデータとしてある程度参考になります。表の見方は、例えば、男性の場合、25歳～34歳までの10年間のうちに死亡する確率は0.315%で、障害年金を受給する状態となる確率は0.307%と読み取ることができます。死亡リスクと障害発生リスクを比較した場合、男性の場合、ほぼ同じくらいですが、女性の場合、死亡リスクよりも障害発生リスクの方が高いと言えます。

年代別	死亡・障害発生率(厚生年金)			
	男性		女性	
	死亡率	障害率	死亡率	障害率
25歳～34歳	0.315	0.307	0.187	0.402
35歳～44歳	0.682	0.696	0.356	0.753
45歳～54歳	1.616	1.284	0.796	0.895
55歳～64歳	4.135	2.523	1.803	1.687

「生命保険会社は、既存の保険が売れなくなったので、テレビCMで不安を喚起して、就業不能保険

を売っている」という見方もできるかもしれませんが、データを冷静に見ると、死亡リスクと同様、就業不能リスクへの備えも重要と言えます。

就業不能リスクへの備えとして、公的保障(障害年金、傷病手当金、国・自治体の障害者手当)、会社の福利厚生、自助努力(配偶者の就労、貯金)と、就業不能状態になった場合のライフプラン支出を考え、不足分を民間の保険で補てんするのが基本です。FP相談をしている中で、障害年金がどのくらい受給できるかご存知ない方が多いと感じています。万が一を考えることはあまり楽しいことではありませんが、安心した暮らしを送るために、「備えあれば憂いなし」です。



◆お届けする内容◆

・人生100年時代、家庭経営にもイノベーションを！

・万が一、働けなくなる確率は？

・2017年に注目されたビットコイン、今年もブームは続く？

・個人の所得課税に関する改正のポイント解説(平成29年、30年税制改正)

・生命保険を用いた相続税対策は有効だが、今ある資産は自分のために

・2018年開始の積立NISAと現行NISA、iDeCoの違いは？

・2017年下半年期のLFCの活動報告
・LFC、今、人気の相談メニュー



仮想通貨は、資産運用に取り込むべきか？



■ 2017年に注目されたビットコイン、今年もブームは続く？

昨年、運用分野で最も注目されたのは、ビットコインではないでしょうか？ 2017年4月の仮想通貨法施行により、仮想通貨が法律によって定義され、決済手段として正式に認められました。また、それまで自由に行われていた仮想通貨の取引サービスが規制の対象になり、仮想通貨交換業(取引所)の登録制度が始まりました。この登録制度によって、利用者保護や不正利用対策が担保され、一般消費者が安心して仮想通貨取引を利用できる体制が整いました。2014~2016年頃は、ビットコイン取引の主流は中国でしたが、仮想通貨法の成立・施行を受けて、2016年頃から日本国内の取引が活発化し、現在の取引シェアは、日本が5割を占め(図1)、市場をけん引していると言えるでしょう。なお、中国は、2017年10月末に当局によって取引が禁止されました。

日本の取引シェア拡大に合わせて、ビットコインの価格は、2017年4月時点の約12万円/BTCが、12月には一時220万円/BTCを超え、約18倍に上昇しました(図2)。ちなみに、ビットコインが世に知られるようになった、仮想通貨取引所マウントゴックス社の破たん時(2014年2月)は、1.8万円/BTCだったので、4年で100倍の上昇です。ビットコインで一花咲かせたいと思う気持ちも理解できます。円やドルなどの法定通貨とビットコインなどの仮

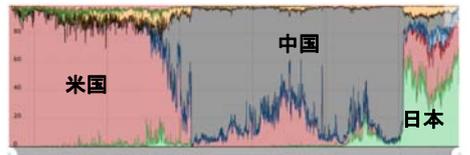
想通貨の違いは何でしょうか？ 法定通貨は、政府が法によって、強制通用力(金銭債務の弁済手段として用いることができる法的効力)を認めているものです。対して、仮想通貨は、どの国にも管理されない、インターネット上の電子データに過ぎません。それをプログラムによって保証しているものなのです。プログラムには、ブロックチェーンと言われる全世界のパソコンでデータを保持するネットワークを構築する技術が使われているため、データの改ざんが行われ難いと言われていいます。つまり、通貨の信用の拠り所が、国家なら法定通貨で、プログラムなら仮想通貨と言えます。

ところで、貨幣(通貨)には、①価値尺度、②価値の貯蔵、③交換(決済)の3つの機能があるとされています。確かに仮想通貨も、端的に見れば、これらの機能が備わっているように感じられます。けれども、価値尺度としてビットコインを用いた場合、確かにあるモノに対して、BTCのように値段をつけることはできますが、短期的な変動率が大きいので、一般の人が認識する価値尺度として使用するには無理があるように感じます。また、交換(決済)機能については、JPBITCOIN.COMによると、2017年12月現在、ビットコインが使える店舗は、通信販売:58件、実店舗229件とのことです。交換(決済)機能があると言い切るには、まだ

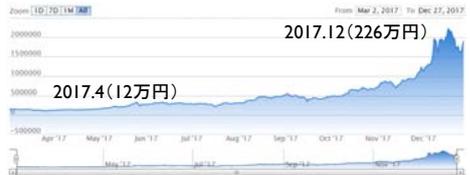
まだ不十分です。国内のビットコインの取引量が急激に増えた背景には、FX(証拠金取引)が可能になっているからです。国内最大手の仮想通貨取引所BitFlyerにおいて、FX取引は、現物取引の4.5倍です。交換(決済)機能をほとんど果たしていない現状では、ビットコインは、投機対象としか見ることができません。

仮想通貨が本来の「通貨」の機能を果たすようになった場合は、通貨分散のために資産運用のポートフォリオに組み入れる余地はありますが、まだ先のことです。ネット証券の参入も囁かれる中、今年もブームが続きような予感がします。

【図1】BTCの国別取引シェア CryptoCompare



【図2】BTCの価格推移(BTC/JPY) bitFlyer



税と社会保障一体で、家計への影響(プラス・マイナス)を考える



■ 個人の所得課税に関する改正のポイント解説(平成29年、30年税制改正)

個人の所得課税の改正がここ数年続いています。平成29年税制改正(平成30年分より実施)では、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、平成30年度税制改正大綱(昨年12月22日に閣議決定、法案は未成立)では、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替えなど、改正点が目白押しです。そこで、改正のポイントを整理してみました。

■ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

・配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限を改正前の103万円から150万円に引上げ。配偶者特別控除は通減し、配偶者の給与収入201万円(改正前は141万円)で消失。

配偶者の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除										配偶者特別控除									
	~103 (~90)	~103 (~85)	~150 (~90)	~150 (~85)	~155 (~90)	~155 (~85)	~160 (~90)	~160 (~85)	~167 (~90)	~167 (~85)	~175 (~100)	~175 (~95)	~183 (~100)	~183 (~95)	~190 (~100)	~190 (~95)	~197 (~100)	~197 (~95)	~201 (~100)	~201 (~95)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,220 (1,000)~	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するため、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。また、改正前は配偶者控除については、納税者本人に所得制限はありませんでしたが、合計所得900万円から通減し、1000万円から消失するという、配偶者特別控除と同じ扱いに変更されました。この高額所得者に対する課税強化という流れは、平成30年度税制改正大綱でも表れています。

■ 平成30年税制改正大綱の主な内容

○給与所得・公的年金控除から基礎控除に振替
・給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる。

○給与所得・公的年金・基礎控除の見直し

・給与所得控除: 給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育て・介護への配慮措置を講じる。

・公的年金等控除: 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。

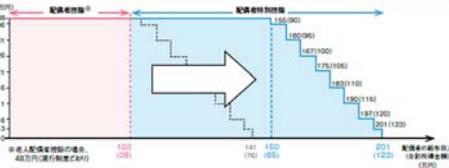
・基礎控除: 合計所得金額2,400万円超で控除額が通減を開始し、2,500万円超で消失する。

高額所得者からの所得控除を削減することで、実質増税となります。FP相談で、給与収入1,000万円強の片働き世帯の人生キャッシュフローが一番厳しいと感じているので、これらの改正は、家計の実態と少しかけ離れているように感じます。

■ 税負担増と社会保障の受給の両建てで考える

今までの日本の社会保障政策が高齢者中心であったのを、教育を含めた全世代型社会保障へ移行するというのが大きな流れです。幼稚園・保育園や大学等の教育費無償化が検討されています。増税というと確かに家計の負担増と言えますが、教育費負担減少という社会保障(反対給付)と差し引きで考えた場合、少し見方が変わってくるでしょう。今後の税と社会保障の改革の動きは、人生キャッシュフローに大きな影響を与えます。すでにライフプランをお持ちの方も、制度改正を踏まえ、見直しをすることをおすすめします。

(例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



・納税者本人に所得制限を導入。給与収入1,120万円(合計所得金額900万円)で控除額が通減を開始し、1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失。

生命保険で相続税対策は有効だが、今ある資産は自分のために



■ 生命保険を活用した相続税対策のポイント整理

「平成28年分の相続税の申告状況」(平成29年12月国税庁公表)によると、平成28年中に亡くなった方は約131万人で、このうち、相続税の課税対象となった方は約10.6万人、課税割合は8.1%でした。基礎控除引き下げ前の平成26年の課税割合は4.4%だったので、相続税法改正によって、2倍近く増えました。相続税対策として、いくつか方法がありますが、今回は、生命保険の活用について解説します。

■ 生命保険(死亡保険金)の非課税枠の活用

夫婦と子ども2人の4人家族で、夫が亡くなり、遺産1億円を妻と子ども2人が相続した場合の相続税は、315万円(妻0円、子ども157.5万円×2人)です。遺産1億円のうち、1500万円を生命保険(死亡保険)に代えることによって、遺産は8500万円になります。8500万円にかかる相続税は、206.25万円(妻0円、子ども103.125万円×2人)です。生命保険を活用することによって、108.75万円の相続税を抑制することができた計算になります(法定相続分に従って、遺産分割をし、配偶者の税額軽減を適用)。

生命保険の死亡保険金は、受取人固有の財産となり遺産に含まれませんが、相続税を計算する際は、みなし相続財産として加算されます。それでは、意味がないと思われるかもしれませんが、死亡保険金の非課税枠「500万円×相続人の数」があるため、相続人が3人のケースでは、1500万円まで遺産総額を圧縮することができます。

その結果、相続税が少なくなるのです。

■ 預貯金を保険に替える一時払い終身保険

死亡保険金を用いた相続税対策として、一時払い終身保険の活用が一般的です。契約形態は、契約者・被保険者を被相続人、死亡保険金受取人を法定相続人にします。なお、孫などの相続人以外の人が取得する死亡保険金は、非課税の適用がないので注意が必要です。

【契約例】

・死亡保険金500万円(終身)、保険料499万円
 ・契約者:夫(75歳)、被保険者:夫、受取人:妻
 現在は、低金利なので、死亡保険金500万円に対し、一時払い保険料も500万円近くになり、運用利回りは、ほとんど期待できませんが、相続税節税効果は大きいのです。

相続の発生予想時期が、少し先の場合(10年程度)、外貨建ての一時払い終身保険も選択肢になります。円建てに比べて利回りが高いため、10年程度の期間が見込めるのであれば、為替リスクは、運用効果と相続税節税効果で十分、吸収されます。

終身保険は、死亡保険なので、高齢で持病がある人は、入れないのではと思われがちですが、入院手術から一定の期間を経過している、現在治療を受けていない等の一定の条件を満たした場合に加入できる引受条件緩和型の死亡保険の扱いもあります。

■ 個人年金保険も相続税対策に使える!

引受条件緩和型の死亡保険に加入できないケースでは、個人年金保険も選択肢として考えられます。個人年金保険には、医師による診断書の提出や健康告知が不要のものがあり、80歳位まで加入することができます。ただし、注意しなければならないのは、相続税の非課税が適用されるのは、年金受取開始前に年金受取人が亡くなり、相続人が死亡保険金を受け取った場合に限定されます。年金受取開始後に相続が発生し、相続人が、年金受給権を引き継いだ場合、一時金で受け取った場合も、年金形式で受け取った場合も、非課税枠は使えません。生命保険会社の保険商品によりますが、年金受給開始年齢の上限が定められているので、それまでに相続が発生することを前提とした対策です。

■ 相続対策よりも、今ある資産は自分のために

その他、非課税枠を使い切ってしまった場合も活用できる低解約返戻型増定期保険を用いた資産圧縮法など、かなりテクニカルな対策もありますが、紙面の関係上、ここでは省略します。

生命保険を使った相続対策は、確かに相続税を減らすことはできますが、本来は、自由に使えることのできるお金を生命保険に換えていると捉えることもできます。今ある資産は、まずは、自分とパートナーのための資金、そして、いざという時の資金を十分に確保し、その残りで、相続対策を検討するのが基本です。相続税対策から物事を考えると、本来の姿を見失いかねません。

積立NISA、現行NISA、iDeCoの使い分け、家計から回す金額は?



■ 2018年開始の積立NISAと現行NISA、iDeCoの違いは?

2018年より積立NISA(少額投資非課税制度)が始まりました。積立NISAは、これまでのNISAと同様、毎年の非課税枠から得た、運用収益(値上がり益、分配金)に係る税金がゼロになる制度です。積立NISAの特徴は、①非課税枠は年間40万円で、非課税期間は最長20年間(最大800万円)、②定期的に継続したもの(積立)であること、③対象商品は、投資信託等で購入手数料が無料、信託報酬が低い、毎月分配型ではない等の一定の条件を満たすもの(証券会社が金融庁に届出)、とされています。

積立NISAは、運用する必要があります。

一般NISAのメリットは、投資信託に限定されず、株式やETF、投資信託を任意のタイミングで投資できる点です。つまり、「機会を見計らって資産を投じて収益を上げる投機」に使える点です。もちろん、対象が「成長することを目的に資産を投じて、将来の収益を得る投資」を行う目的で活用する場合でも、選択肢が積立NISAよりも多いという点で優れています。

2016年12月に金融庁が公表した「NISA制度の効果検証」によると、一般NISAは、毎月分配型投信や通貨選択型投信など、金融コストやリスクの高い投信を金融機関が勧めていたという調査結果でした。これから自動努力が必要となる、若年層(20代から40代)の資産形成を促す制度へ見直しが必要とされ、積立NISAが導入されたのです。一般NISAは、投資経験が豊富な投資家向けの制度で、積立NISAは、投資初心者向けの資産形成のための制度と言えるでしょう。

最近、多くいただく相談として、積立NISAと

iDeCo(個人型確定拠出年金)の使い分けについてです。昨年1月から、iDeCoの加入対象者が拡充され、20歳以上60歳未満なら原則として誰でも加入できるようになりました。iDeCoは、老後の資産形成のための1丁目1番地と言える制度です。積立NISAと比較し、税制優遇が優れている点から積立NISAに優先して活用し、余裕資金を積立NISAを使うと良いでしょう。注意すべきは、iDeCoが、原則60歳まで引出しが不可な点です。iDeCoに資金を回し過ぎて家計の資金がショートしてしまつたら本末転倒です。どの位のペースで積み立てたら良いかは、ライフプランのシミュレーションを行う中で検証する必要があります。

	積立NISA	一般NISA
対象者	日本在住で20歳以上	日本在住で20歳以上
非課税投資枠	40万円/年	120万円/年
非課税期間	最長20年間	最長5年間
最大非課税投資額	800万円	600万円
口座開設期間	2037年まで	2023年まで
対象商品	一定の要件を備えた投資信託、ETF等	上場株式、ETF、投資信託等
ロールオーバー(保有商品の移行)	不可	可能
払出制限	なし	なし

積立NISAと一般NISAを併用することはできないため、私たちは、どちらの制度を利用するか選

	積立NISA	iDeCo
対象者	20歳以上ならだれでも	20歳以上60歳未満なら原則誰でも
税制優遇	運用益非課税	拠出時所得控除 運用益非課税 受給時優遇
拠出限度額	40万円/年	属性により14.4~81.6万円/年
対象商品	一定の要件を備えた投資信託、ETF等	投資信託、預貯金、保険商品等
払出制限	なし	原則60歳まで引出し不可

京橋オフィス & 国分寺相談室で、ご夫婦での相談、好評受付中！

■ 2017年下半期のLFCの活動報告

恒例となりました2017年後半をビジネスとプライベートに分けて振り返ります。

●ビジネス

お金の教養が身につく総合マネースクール Financial Academyが昨年10月から開講した、「50代のための定年後設計スクール」で家計・マネープラン科を平野泰嗣が担当することになりました。人生100年時代、50歳は、人生の折り返し地点です。定年後の暮らしをより豊かにする「定活」を応援しています。また、日本FP協会主催のFPフェア2017で、「家計相談におけるアドバイスのポイント～気づきから自立へ」というテーマでFPの方向けに講演をしました。普段のお客様との向き合い方を振り返る良い機会になりました。

平野直子は、「仕事と介護とお金の調和」をテーマに企業研修を担当しました。徳島県での開催もあり、四国に初めて行くことができました。最近、地方出張が減った、平野泰嗣が羨ましがっていました。仕事を通して、日本各地を訪問するのは嬉しいです。でも本当は、プライベートで満喫したいです。

FP相談は、例年よりも多かったです。テ

マはさまざまですが、定期的にお会いする方、しばらく間をおいて、新しい相談テーマでいらした方など、反復継続してご相談にいらっしゃる方が増えました。

●プライベート

一昨年前、創業10周年を迎えるにあたり、お互いにか何か1つテーマを決めて勉強しよう、と決めました。平野泰嗣は、大前研一氏が創設した社会起業・政策学校の「一新塾」に1年間通いました。社会起業家や政治家の方の志の原点を伺ったり、プロジェクト活動を通して、大いに刺激を受けました。平野直子は、日経ビジネススクールと立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科共催の「ソーシャルデザイン集中講座」に参加しました。何を学ぶか、互いに相談した訳ではないのですが、自分と社会を見つめ直し、FPとして、また個人としてどのように社会と関わりを持つべきかという、共通のテーマを持って学びの機会を得ました。旅行などの楽しみは、3-4月のイタリア旅行があったので、しばらくお預け状態でした。今年は、どこかでのんびりしたいです。

SUUMO新築マンション(10月)
「夫婦の家計公開」



経理WOMAN(12月)
「低金利時代の会社の資金運用」



FPジャーナル(12月)
「起業・集客・経営のノウハウ」



修了証(2人分)



東京・奥多摩(11月)



今年は、ボクたちが主役だワン！



東京・国分寺(12月)

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイビル304 (受付4F) オフィス平野
電話 : 03-3231-6113
FAX : 03-6740-7663
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください
<http://www.mylifeplan.net>

●相続・遺言相談(16,200円/1回、120分)

【相続の現状分析と課題の整理を行います】

相続・遺言相談を通じて、亡くなる前の適切な財産管理と、亡くなった後の財産を巡る紛争を未然に防止するために、現状の分析と課題の整理を行います。

★相続診断分析レポート付★ HPより、お問合せください。

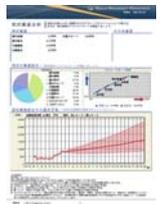


●確定拠出年金相談(16,200円/1回、120分)

【リスク許容度診断とポートフォリオ分析】

現状のポートフォリオの将来予測と、リスク許容度診断に基づき、お客様に合った、モデルポートフォリオのご提案を行います。

★診断レポート付★ HPより、お問合せください。



●相続、資産と経営の相談



人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」

平野経営法務事務所

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート

暮らしと経営の資産コンシェルジュ
平野経営法務事務所
Hitano Management & Legal Office
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<http://www.family-concierge.net>